

愛知地方最低賃金審議会
第1回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和5年9月21日(木) 午前9時00分～午前10時45分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館3階共用中会議室

出席者

(公益代表委員) 鈴木委員、水野委員

(労働者代表委員) 大脇委員、近藤委員

(使用者代表委員) 梶原委員、勝木委員、北島委員

(事務局) 伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、名倉課長補佐、
大口賃金指導官、丹下調査員、吉田賃金調査員

議 題 (1) 部会長、部会長代理の選出について

(2) 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会の運営について

(3) 令和5年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について

(4) その他

議 事

○大口賃金指導官

第1回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会開催に当たり、事務局より御案内いたします。本専門部会については、三者協議部分を公開とすることとしております。本日は報道機関からの取材の希望はありませんでしたので、御報告させていただきます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第1回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。当部会の業種名につきましては、以降「鉄鋼業」と略称にて呼ばさせていただきます。

本日は第1回目の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局にて進行させていただきます。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして、資料目次記載のNo.1からNo.11を配付させていただきます。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

また、専門部会委員任命辞令につきましては、机上配布にての交付とさせていただきます。御了承、御確認の程よろしくお願いたします。本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴の希望はありませんでしたので、併せて御報告をさせていただきます。

それでは、委員の御紹介をさせていただきます。お手元の資料No.1として、今年度御審議いただく委員の皆様の名簿を配付しております。こちらで委員の皆様のお名前を読み上げ、紹介とさせていただきます。

公益代表委員 鈴木進也委員、中山徳良委員、水野有香委員、
労働者代表委員 大脇匡人委員、近藤陽彦委員、山本圭介委員、
使用者代表委員 梶原弘司委員、勝木隆二委員、北島信夫委員です。

事務局として労働基準部長伊勢、賃金課長平井、主任賃金指導官高橋、賃金課長補佐名倉、賃金調査員吉田、賃金調査委員丹下、そして私、賃金指導官の大口が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、委員の出欠状況でございますが、

公益代表委員は、中山徳良委員が御欠席で2名の委員が御出席、
労働者代表委員は、山本圭介委員が御欠席で2名の委員が御出席、
使用者代表委員は3名の委員全員が御出席となっております。

委員定数9名中7名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを、併せて御報告いたします。

それでは、第1回鉄鋼業専門部会開催にあたりまして、労働基準部長の伊勢より御挨拶申し上げます。

○伊勢基準部長

皆様おはようございます。お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。事務局といたしまして皆様の審議に御協力できるよう頑張っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大口賃金指導官

それでは議題に入ります。議題「(1) 部会長及び部会長代理の選出について」です。部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項が準用する同法第24条第2項において、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されています。愛知地方最低賃金審議会におきましては、従来から公益代表委員の互選により選出された候補者について、承認による「選挙」を実施することが慣例となっております。

今回もこの方法で進めさせていただきたいと存じますが、御承認いただけますでしょうか。

御賛成の方は、拍手で御承認をお願いいたします。

(拍手承認)

○大口賃金指導官

ありがとうございます。それでは、選出方法について御承認をいただきましたので、公益代表委員の互選結果を御報告いたします。

本専門部会につきましては、部会長に鈴木進也委員、部会長代理に中山徳良委員が選出されたとの御報告を受けております。御承認いただけますでしょうか。

御賛成の方は、拍手で御承認をお願いいたします。

(拍手承認)

○大口賃金指導官

よろしいでしょうか。御承認をいただきましたので、部会長、部会長代理の御席に名札を置かせていただきます。

(職名札設置)

○大口賃金指導官

それでは、ここで鈴木進也部会長から御挨拶をいただきます。鈴木部会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

おはようございます。ただ今部会長に選任していただきました鈴木と申します。私のほうは、この鉄鋼業専門部会の委員になったのは今年が初めてでございます。従いまして、委員の皆様からは教えていただくことが多いと思いますが、真摯に対応していきますのでよろしくお願いいたします。

○大口賃金指導官

ありがとうございました。以後の議事進行を鈴木部会長にお願いしたいと思います。

○鈴木部会長

それでは、議事に入りたいと思います。本日が第1回目の専門部会となりますが、専門部会は本日を含めて3回の審議が予定されております。全会一致での結審となるように丁寧に審議してまいりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

では議題(2)「愛知地方最低賃金審議会 愛知県鉄鋼業最低賃金 専門部会の運営について」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

専門部会の運営について御説明いたします。会議次第とともにお配りしました資料No.2、「専門部会運営規程（案）」を御覧下さい。愛知県特定最低賃金専門部会は常設の部会ではありませんので、運営規程についても部会設置の都度、御確認いただくことになっています。

運営規程（案）の第1条では、専門部会の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程によると定めています。

第2条では、専門部会の委員数を定めています。

第3条は、専門部会の会議は、部会長が必要と認めるとき又は3人以上の専門部会委員から開催請求があったとき、部会長が招集すると定められています。ただし、第1回目の会議については、部会長が選任されておりませんので、労働局長が招集することとなります。

第4条第1項では、部会長が必要であると認めるときは、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をする事ができるテレビ会議システムを利用する方法によって、会議に出席することができるとし、第2項では、テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとしています。テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席にあたっては、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」等に基づき、

- ①リモート出席の委員以外の第三者が審議内容を視聴できない環境下で出席いただくこと
 - ②リモート出席時のPCに加え他の機器でも、審議内容の録音録画を行わないこと
- この2点を留意事項とさせていただければと思います。

第5条第1項では、部会長が会議の議長となって議事の整理を行う旨定め、第2項では、会議での発言は部会長の許可を受ける必要があること、第3項では、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができるとなっています。なお、専門部会の部会長代理の位置付けにつきましては、運営規程の文言として表記されておりませんが、最低賃金法第25条第4項に「第23条第1項及び第4項並びに前条（第24条）の規定は、専門部会について準用する。」との準用規定がございます。読み替えますと、「部会長に事故があるときは、あらかじめ公益を代表する委員のうちから、委員が選挙した者が部会長の職務を代理する。」となります。「部会長代理」との名称での規定ではありませんが、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙」した者である「部会長代理」が職務を代理する法的根拠となります。運営規程単独では読み切れないのですが、最低賃金法の規定により、案としてお示した運営規程にて部会長代理が専門部会の議事を問題なく整理できますことを改めて御説明申し上げます。

第6条では、会議は原則として公開するとされています。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが

ある場合については、部会長が会議を非公開にすることができるとされています。

第7条第1項では、会議の議事について、議事録を作成することとされています。第2項では、議事録及び会議の資料は、公開することにより支障がある場合には、議事録の一部又は全部を非公開とすることができるとされているほか、第3項では、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開するものとされています。

第8条では、部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会会長に報告することとされています。

第9条は専門部会の廃止に関する規定で、審議会の意見に関する異議の申出期間満了をもって専門部会は廃止となります。

第10条は専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づき、部会長が定める旨規定しています。

第11条は規定の改廃は、審議会又は専門部会の議決に基づいて行う旨定めています。

附則につきましては、施行期日に関する規定です。

運営規程(案)の説明は以上でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対して御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○鈴木部会長

よろしいですか。御質問がないようですので、運営規程(案)について、御承認をいただけたものといたします。事務局は(案)をとって、附則の施行日を本日、令和5年9月21日とした正本の運営規程の配付をお願いいたします。

(運営規程配付)

○鈴木部会長

ありがとうございました。それでは、この運営規定により部会を運営していくことといたします。よろしくお願いいたします。

それでは運営規定第5条第3項の参考人からの意見聴取です。この点につきまして本日までに参考人招致の希望は伝えられておりません。現時点で参考人からの意見聴取は予定しておりませんが、それでよろしいでしょうか。使用者側もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○鈴木部会長

労働者側、使用者側いずれも現時点では意見陳述はないとのことですので、審議の過程で参考人からの意見聴取を希望される場合には申し出ていただきますようお願いいたします。

続きまして、議題「(3) 令和5年度愛知県鉄鋼業最低賃金の改正について」です。まず、資料について事務局から説明をお願いします。

○平井賃金課長

本日お配りしました資料No.3以降について御説明申し上げます。

4ページ目の資料No.3「令和5年度特定最低賃金の改正、新設決定に関する申出書の内容等一覧」を御覧下さい。本年6月27日に提出された特定最低賃金5業種の改正に係る申出を1枚に取りまとめたものです。全てが労働協約ケースとなっています。

表の一番左の列「産業分類」を御覧下さい。一番上の段の産業分類番号E221、E222、E223が、本日の専門部会の業種である鉄鋼業となります。表を右の方へ見ていただきますと、①の申出ケースの項目から⑬の受理月日の項目までの内容を記載しています。⑭の「協約による最低額」の列がございますが、労働協約による申出の特定最低賃金は、労働協約による最低額を上回ることができません。鉄鋼業については時間額として1,098円と記載されています。今年度鉄鋼業における特定最賃を御審議していただくにあたっては、この額が上限の金額ということになります。

次の5ページ資料No.4「令和5年度特定最低賃金の審議の流れ」は、審議の流れをフローチャートで示したものです。紙面中央に、「第511回 改正、新設の必要性の有無の答申(2業種必要性有)」との囲みを御覧下さい。囲みの中に書かれた矢印の先に、「金額改正の諮問(2業種)」と記載されており、右への矢印が「2業種専門部会設置」に繋がっています。そこからさらに下向き矢印が、破線で囲まれた網掛け部分「各部会での審議」に繋がっています。こちらは本年8月4日の本審で、2業種について金額改正の諮問がされましたので、本日を含め、該当2業種の専門部会の設置・開催に至っているところです。先ほど御覧いただいた資料3において、5業種の改正申出がされた旨を説明いたしましたが、うち3業種については、特定最低賃金の金額改正の必要性有との結論に至りませんでしたので、本年度の金額改正を審議する特定最低賃金は、専門部会を設置しました2業種のみということになります。

専門部会にて金額の調査審議の後、先ほどのグレーの網掛けの左への矢印で、本年10月16日開催予定の第513回審議会における部会報告の後、改正金額の答申をいただく予定となっています。答申後は公示を行い、異議申出があれば11月1日の異議審の開催を予定していますが、特定最低賃金の改正決定では、例年これまでのところ異議の申出は提出されておりません。その後官報公示を行い、30日経過後の12月16日に発効を予定としています。

次の6ページ資料No.5は、鉄鋼業最低賃金適用早見表です。特定最低賃金の適用対象業種に対

応する日本標準産業分類を早見表として掲載しています。

次の7ページ資料No.6は、最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和5年度版です。この表は、平成26年度から昨年度までの愛知県最低賃金と特定最低賃金9業種の引上げ額等の変遷です。灰色で網掛けしてあるのは、愛知県最低賃金を下回っている業種になります。

次の8ページ資料No.7は、鉄鋼業最低賃金（時間額）の推移です。上段の表は、平成22年からの鉄鋼業最低賃金の推移で、3つのグラフは上から順に、時間額の推移、引上額の推移、引上率の推移となっています。

次の9ページ資料No.8は、令和5年度の最低賃金に関する基礎調査結果です。まず、9ページには、調査の概要として、調査目的、調査の範囲、調査方法等を記載しています。標本労働者数は17,810人、事業所数は、1,484事業所となっています。

次の10ページからは、鉄鋼業に係る総括表として、規模別、地域別、年齢別での賃金分布を一覧表にしたものです。なお、調査結果については、労働者数による復元方法により復元を行った上で掲載しています。10ページの表の中に、現在の鉄鋼業の最低賃金1,018円の欄の上に線を引いてあります。この線のすぐ上が、特定最低賃金を下回る1,017円以下の労働者数です。31人（2.6）と御確認いただけるかと思えます。カッコ内はパーセント表示であり、この調査における未満率となります。

次の15ページ、これは鉄鋼業における未満率・影響率の推移です。未満率は、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合で、先ほどの資料で説明させていただきましたとおり、1,018円未満の労働者数の割合は2.6%と説明させていただきましたけれども、この数値が、令和5年における未満率ということになります。未満率・影響率については、表及びグラフで経年変化を示させていただいています。影響率は、最低賃金を改定した場合に、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合です。令和5年度は、これから御審議いただきますので、現時点では定まった数値はありません。

次の16ページは、鉄鋼業に係る特性値の推移です。表の下には、時間当たりの平均賃金額、中位数、分位数の特性値を示しています。中位数、分位数については脚注に記載しております。

次の17ページ資料No.9は、全国の鉄鋼業関係の最低賃金改定状況を一覧表にしたものです。発効日を御覧いただくと、各局で異なっていますが、日付が古いものの中には、その後改正されず地賃を下回っているものもあります。

次の18ページからの資料No.10は、愛知労働局職業安定課が8月29日付けで発表した、令和5年7月分の雇用情勢です。「雇用情勢は、持ち直しの動きが広がりつつあるが、一部に改善の動きが弱まっており、引き続き注意する必要がある」とされています。

有効求人倍率は、1.37倍で、対前月ではプラス0.02ポイントとなっています。昨年同時期との比較については、次のページの上段に1年間の推移が折れ線グラフとして掲載されています。有効求人倍率は、昨年7月が1.37倍ですので、今年7月は同水準ということになります。

新規求人倍率は2.40倍で、対前月はマイナス0.23となっています。昨年7月は2.53倍でしたので、同月との比較では、マイナス0.13ポイントとなります。

20ページになりますが、全国の本年7月の有効求人倍率は1.29倍で、愛知は0.08ポイント全国を上回っています。また、全国の新規求人倍率は2.27倍で、愛知は0.13ポイント全国を上回っています。この資料には、表の4、23ページ、新規求人の主要産業別状況が掲載されています。鉄鋼業は、製造業の上から7番目、真ん中あたりに示されています。7月については、全数で昨年同月比23.2パーセント増の154人となっております。

次に30ページの資料No.11は、最近の管内総合経済動向、これは中部経済産業局が発表したものです。中部経済産業局の管内、愛知・岐阜・三重・石川・富山5県の今年6月までの経済動向をまとめたものです。

31ページの「最近の管内総合経済動向」には、「最近の管内の経済動向は緩やかに持ち直している。」とされています。

32ページには、「判断の推移」が表として掲載されており、左端の「主要業種の生産動向」に、掲載業種の一番下に鉄鋼業の生産動向が示されています。2023年1月、2月は「横ばいとなっている」、3月から5月まで「持ち直しの動きがみられる」が続きまして、6月には「緩やかに持ち直している」とされています。

38ページには(6)として、2015年を100とする鉄鋼の生産指数の推移を示すグラフが掲載されています。

資料の説明は以上でございます。

○鈴木部会長

はい、どうもありがとうございました。ただ今の事務局からの説明に対して、御質問等がございますでしょうか。

(質問等なし)

○鈴木部会長

よろしいですか。使用者側もよろしいでしょうか。それでは、鉄鋼業最低賃金の改正の調査審議に向けて、労働者側、使用者側それぞれの基本的なお考えを伺いたしたいと思います。それではまず労働者代表委員の方お願いいたします。

○近藤委員

よろしく願いいたします。私からは、取り巻く状況及び労働者側の主張について述べさせていただきます。まず、取り巻く状況については、長期化するロシアのウクライナ侵攻や、資源エネルギー価格の高騰といった影響もあり、先行き不透明感はありますが、鉄鋼産業としては緩やかに回復基調にあると認識しています。

足元の鉄鋼需要は建設部門において資材高騰などの影響が残るものの、自動車関連については半導体不足の影響が緩和されてきたことで、各自動車メーカーではバックオーダーの解消に

向けて現在増産対応している状況となっております。また、直近の実績として、7月の国内四輪車の実績については、前年同月比13パーセント増加し、7か月連続のプラスとなっていることや、国内の新車販売は、前年同月比17パーセント増加し12か月連続でプラスを継続しています。特に愛知県については、トヨタを始めとする自動車産業に深くかかわる企業も多く、今後この地域における鉄鋼産業の需要にも繋がっていくものと考えております。

次に、春闘結果につきましては、連合が公表した2023年春季労使交渉の集計として、平均賃上げ率は3.58パーセントと、前年比で1.51ポイント上昇しており、中小企業についても、3.23パーセントと30年ぶりの高水準となりました。こうした結果に結びついた主な要因として、数十年ぶりの物価上昇が賃上げを後押ししたことや、多くの産業、企業では、人手不足が深刻な課題となっていることで、企業同士による話し合いや、企業間における競争が強まった結果だと受け止めています。これまでも主張してきたとおり、鉄鋼産業は日本の製造業を支える基幹産業であり、また、高技能、長期能力蓄積型産業として人材の確保と定着を図ることで、将来にわたって発展する産業でもあります。しかしながら、足元の新卒採用は大手、中小を問わず年々厳しさを増しており、定員割れを解消するため中途採用を募集しても、計画どおりに進んでいない企業も多いと認識しております。また、今年は愛知県鉄鋼業の改正申出を行った企業において、企業内最低賃金を大幅に引き上げており、加重平均では1,115円まで上昇していますので、こうした県内鉄鋼業における格差の改善をしていく観点からも特定最賃の引上げが重要となります。そして今年度の愛知県地域別最低賃金、過去最大の41円の引上げとなっております。特定最賃の意義、必要性を踏まえれば、この地域別最賃以上の引上げ額にしなければ、特定最賃の優位性が損なわれることとなりますし、今後の経済回復が期待される中で、産業の将来を見据えた人材の確保をしていかなければ、人員構成にゆがみが生じ、技術技能の伝承にも支障をきたすこととなります。足元の様々な環境変化により、中小鉄鋼業の企業経営についても厳しいことは承知しておりますが、愛知県が全国鉄鋼業の特定最賃をけん引してきたように、この地域における鉄鋼業が産業としての魅力を堅持し、また、地域別最賃としての優位性を維持できるよう、労働者代表として議論してまいりたいと考えております。こうした状況を踏まえ、労働者側としては、今年度の改正申出において、労働協約ケースの約8割が合意する企業内最低賃金の最低基準額への引上げを中期的な目標値として取り組んでいくことを申し上げ、労働者側からの説明を終わらせていただきます。以上よろしくお願いたします。

○鈴木部会長

ありがとうございました。具体的な金額というと、あれですか、協約の最低賃金ということになりますか。

○近藤委員

中期的目標として、我々としては考えているということです。

○鈴木部会長

わかりました。具体的な金額はまだこれから改めて示していただくということですか。はい、ありがとうございました。それでは使用者代表委員の方お願いいたします。

○梶原委員

使用者側として意見を申し上げたいと思います。企業をめぐる情勢というのは、今、労側委員がおっしゃったとおりということで、我々企業にとっても原材料高という点については非常に懸念される材料ではあると認識をしております。こうした中、今年春の賃上げにつきましては、私どもの調査、それから愛知県によりまして、昨年より大幅なアップということは認識をしております。その背景としては、先ほど申し上げたとおり、物価高に対応するというような状況だということも認識をしておりますので、そういった面からは、特定最賃についても引上げるという必要性は理解をしているというような状況でございます。

ただ、いくら引上げるかというようなことにつきましては、この鉄鋼業をめぐる情勢、それから今後の見通し、春の賃上げ、賞与、そういったいろいろなデータに基づきまして議論を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。労働者側委員、使用者側委員からそれぞれ意見表明がありました。それぞれ確認したいことや御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○鈴木部会長

よろしいですか。質問等がないようですので、そうしましたら一旦休会といたしまして、個別に打ち合わせを行うことにしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

○鈴木部会長

それではいったん本部会を休会といたします。

(一旦休会)

○鈴木部会長

それでは全体会議を再開いたします。ただ今個別打合せで、労使双方からお考えを伺いました。それを踏まえまして、改めて御意見があれば伺いたいと思います。

まず労働者代表委員の方から何かございますでしょうか。

○近藤委員

特に先ほどの主張から変わりはありません。以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。使用者代表委員いかがでしょうか。

○梶原委員

特に先ほどと変わりはありません。

○鈴木部会長

ありがとうございます。そうしましたら、本日のところはまだ双方隔たりがありまして、合意に至りませんでしたので、さらに次回以降審議を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、専門部会は次回へ継続審議といたします。次回も労使協力のもと円滑な審議がなされますようお願いいたします。

なお、次回以降に資料の提出、参考人からの意見聴取の希望がある場合は、事務局までお願いいたします。

続きまして、議題（４）「その他」です。各委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいですか。

（ 特になし ）

○鈴木部会長

それでは事務局から連絡事項等お願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

次回、第２回専門部会は１０月５日（木）午前１０時、場所はこちら３階の共用中会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長

ただ今の事務局からの連絡に対して御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、これで本日の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(令和５年９月２１日) 愛知地方最低賃金審議会

第１回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会 議事録

